

茨バス協

～より安全・快適なバスをめざして～ 21.1.29

◎大阪府域を発着するバスにはステッカーの標示が必要です。

大阪府の条例により、自動車NOX・PM法の排出ガス基準を満たさないバスは、平成21年1月1日から大阪府域37市町村での発着が出来ません。また、発着が可能なバス（車種規制適合車等）には、大阪府の交付するステッカーの表示が必要ですので、交付請求を大阪府あて請求して下さい。

◎重量車の燃費基準（トップランナー基準）の策定について

経済産業省及び国土交通省は、世界で初めてトラック・バスなどの燃費基準を策定し、省エネ法の政・省令等を公布しています。これにより、18年4月以降販売のバス等の製造事業者等は、新型車の燃費値を基準値以上にするよう燃費改善を求められています。燃費基準達成車のステッカー貼付や、自動車取得税の減免措置が実施されています。

◎自動車排出ガス規制が強化（ポスト新長期規制）されます。

国土交通省では、20.3.25付けで新車のバスなどから排出される窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）を更に低減を図るため、世界最高水準の厳しい規制である、いわゆる「ポスト新長期規制」を制定しました。新車のディーゼル車は平成21年10月から順次規制適用されます。

◎一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知について

自動車事故報告規則の一部改正省令が20年9月1日から施行され、自動車事故報告書に旅行業者名等運送契約の相手方の氏名又は名称を記載することとなりましたが、貸切事業者の法令違反が旅行業者等の関与によるものと疑われる場合は、貸切バス事業者に対する監査・行政処分などのほか、旅行業者等に対する立入検査など旅行業法上の対応ができる環境が10月1日から整備されました。

◎貸切バスの交替運転者の座席の確保等の安全確保の徹底について

貸切バスの交替運転者は、運輸規則により、「長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することが出来ないおそれがあるとき」に配置することが義務付けられていますが、この場合において、基準の1日の最大拘束時間を超えて乗務させるときは、交替運転者が車内において身体を伸ばして休息することのできる設備が確保されていなければなりません。

交替運転者に1日の最大拘束時間を超えて乗務させるときは、ガイド席や補助席が確保できても、休息設備が確保できない限り法令違反となります。

◎旅客の降車時における安全の確保について

貸切バスの旅客の乗降については、駐停車禁止場所で行なうことは道路交通上の安全を確保する上で極めて危険な行為であり、道路交通法第 44 条の違反となります。ご留意くださるようお願いいたします。

◎旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正について

国土交通省では、旅客自動車運送の安全性の確保等をより確実にするために、旅客自動車運送事業運輸規則等を改正し、乗務員の過労防止等の観点から、着地における乗務員の睡眠施設の確保の義務化を図るほか、貸切バスの事業実態をより詳細に把握するために、輸送実績報告におけるツアーバス引受実績の報告の義務化が図られました。主な改正点は、1 日の勤務時間中に乗務員の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合に、旅客自動車運送事業者が乗務を終了する場所等において乗務員の睡眠のための施設を確保するよう義務付けられました。また、運行指示書に、乗務員の睡眠のための施設の位置及び名称を記載するとともに、乗務記録に乗務員が睡眠した施設の位置及び名称の記載の義務と旅客の乗車区間、運行指示書に旅客の乗車区間及び旅客業者等貸切契約の相手方を記載することが義務付けられました。

◎厳正な点呼の実施について

適正な点呼の実施については、機会あるごとにお伝えしていますが、昨年 1 月 18 日、北海道において、酒気帯びで自家用車を運転し検挙されたバス乗務員が、免許停止中だったという事案が発生しました。点呼にあたっては点呼者が運転免許証を手にとるなどして確実に確認する必要があると認められます。また、事故や違反を繰り返す運転者に対して効果的な指導をするために自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書の取得に関して、この度、当協会において補助制度を開始しましたがこれらを有効に活用して頂きたいと思っております。

◎バス運転者等の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成制度について

居眠り運転や眠気に起因した漫然運転による事故の防止を図るためには、適切な運行管理により、過労防止を図るとともに、点呼等において、安全な運転が出来ない恐れがあるような疲労や睡眠不足状態がないかを常に注意する必要がある、居眠りに至る過度な眠気を来たす様々な病気があることが知られているところですが、これに起因した居眠り運転を防止する観点から、早期発見・早期治療の取り組みが求められています。その中で当協会としては、「睡眠時無呼吸症候群」のスクリーニング検査に関する助成制度を実施しており、本年度から日バスの補助も開始されております。

◎シートベルト着用の徹底について

本県におけるシートベルト着用率は、先般実施された調査の結果において、運転席 94.7%（全国順位 30 位）、助手席 85.7%（全国順位 29 位）後部席 14.8%（全国順位 1 位）ということで依然として全国平均を下回っており、後部席についても全国 1 位といいながら、わずか 14.8%という結果でした。6 月から、後部席のシートベルトの着用義務化を始めとする改正道路交通法が施行されましたが、公私を問わず後部席を含め全席で確実にシートベルトを着用するとともに、後部座席のお客様に対する着用をお願いを引き続きお願いいたします。（12 月 10,12,17,19,24、26 日茨城放送交通安全キャンペーン放送）

◎バスの後部座席シートベルトの着用について

道交法では、座席に着座し、シートベルトを着用できる状態にありながら着用していない場合に違反となるが、乗客がトイレを利用したりガイド等が車内業務を行うため等、必要に迫られて、通路等に立ったまま通路を移動する場合はシートベルトを着用できる状態にはない。日本バス協会では、上記解釈を踏まえて、ガイド等がバス車内で乗客への案内や旅行物品の配布を行うために通路等に立ち、又は通路等を移動することは可ということ为前提として、その所要時間を短縮して、可能な限りシートベルトの着用状態を確保するよう努めるようお願いしているところでもあります。

◎不正軽油撲滅について

不正軽油とは、主に軽油に重油・灯油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているものであり、軽油引取税の脱法行為となるものである。不正軽油は、大気汚染の原因となるとともに、公正な市場競争を阻害しています。当協会は不正軽油を撲滅することを目的として、茨城県、及び関係機関等で構成する茨城県不正軽油撲滅対策協議会メンバーとして、意見交換、情報交換、広報等の活動を行っています。

◎20年度冬の省エネキャンペーンの実施について

茨城県では、暖房による電気使用量が多い冬期に、県民や事業者に対して、省エネに関する普及啓発を重点的に行う「冬の省エネキャンペーン」（12月1日から3月31日まで）を実施いたします。ウォームビズの実施（室温の適正化：20℃以下）や「エコドライブの実施」等を推進することとしております。

◎道路特定財源の一般財源化に対するバス協会としてのスタンス

道路特定財源については、政府・与党は、09年から「一般財源化する。」と決定しております。しかし、本来国民が公平に負担すべき一般財源について、自動車ユーザーだけが特定の負担を強いられることや、また、収入の少ない地方世帯は、都市世帯よりも大きな負担を強いられることは、納税者の納得が得られないのは当然である。私どもバス業界としても自動車関係諸税は根本から見直して、課税根拠の無い自動車関係諸税は廃止して、それら負担を軽減すべきであるということである。

◎運輸事業振興助成交付金による助成

日バスの20年度助成として、ハイブリッド、CNG、超低床ノンステップ、リフト付バスの購入各200万円。低燃費車購入10万円、CNG改造100万円、低床スロープ付バス購入50万円の助成。1都道府県1事業者当たりの限度額1800万円です。また、SAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査費用として2,500円が補助されます。なお、茨バス協として、ハイブリッド、CNGバス購入、DPF装着について5.5万円、酸化触媒装着について2万円の補助制度があり、SASについても5,000円と日バス補助の差額、自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書交付に係る費用700円全額を補助しております。

◎一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について

貸切バスの交替運転者の配置は、勤務時間等基準告示によって定められた条件を超えて引続き運行する場合は、交替運転者の配置が義務付けられているが、交替運転者の配置が必要なケースとして、国土交通省は、下記事項を指針として設定

記

- 1.高速道路操行を伴うもの。
- 2.2日を平均した1日当たり上限を670km。一般道路は2倍に換算したものを加算。但し、北海道は1.7倍
- 3.平成20年9月1日施行。